

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年7月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700008号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700056号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

年金事務所から連絡があり、平成21年7月の賞与の記録がないと言われた。賞与の支払を受けていたことは間違いないので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B市から提出された平成22年度所得・課税状況等調査回答書並びに複数の同僚から提出された給料支払明細書及び給料支払明細書(賞与)から判断して、請求者は、A社から、18万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(13,815円)を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、同僚のオンライン記録から、平成21年7月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年7月31日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600733号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700057号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年9月7日から平成18年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年9月から平成18年8月までの標準報酬月額については、15万円から22万円とする。

平成17年9月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成*年*月*日、喪失年月日を平成20年9月30日に訂正し、平成*年*月から平成20年8月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成*年*月*日から平成20年9月30日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成*年*月*日から平成20年9月30日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のB事業所における平成19年12月26日の標準賞与額を29万3,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月26日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年9月7日から平成18年9月1日まで
② 平成*年*月*日から平成20年9月30日まで
③ 平成19年12月26日

私は、平成17年9月からA事業所にC職として勤務していたが、請求期間

①に係る標準報酬月額が実際の給与額より低いので年金記録を訂正してほしい。

また、退職後に年金事務所が記録を取り消したことにより、請求期間②に係る厚生年金保険被保険者記録がないが、当時もB事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていた。給与明細書を提出するので、請求期間②について、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間③について、B事業所から賞与を支払われた。賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA事業所における標準報酬月額は、当初、平成17年9月から平成18年8月までは22万円と記録されていたところ、平成18年3月7日付けで厚生年金保険被保険者資格の取得年月日である平成17年9月7日まで遡って15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所において、請求者と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚9人についても、請求者と同様に平成18年3月7日付けで平成17年9月7日まで遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、同僚から提出された給与明細書によると、請求期間①当時に支払われた報酬月額に相当する標準報酬月額は、遡及減額訂正される前のオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、年金事務所が保管する滞納処分票によると、A事業所は、請求期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成18年3月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、請求者について平成17年9月7日まで遡って標準報酬月額の減額を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の平成17年9月から平成18年8月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初に届け出た22万円に訂正することが必要である。

請求期間②について、オンライン記録によると、A事業所は、個人事業主として記録されていた者が平成*年*月*日に死亡していることから、年金事務所が職権により平成*年*月*日付けで、請求者に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を平成20年9月30日から平成*年*月*日まで遡って訂正し、また、平成*年*月*日以降のすべての同僚の厚生年金保険被保険者記録を取り消し、平成*年*月*日付けで平成*年*月*日まで遡って、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理を行っていることが確認できる。

しかしながら、複数の同僚に係る雇用保険の記録及び陳述により、B事業所は、平成*年*月*日以降も5人以上の従業員が勤務していたと認められる上、日本年金機構D事務センター（現在は、E事務センター）は、同事業所が常時5人以

上使用する適用事業所である旨回答していることから、同事業所は、請求期間②において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、請求者に係る雇用保険の記録、請求者から提出された給与明細書及び金融機関から提出された流動性元帳により、請求者は、請求期間②においてB事業所に勤務し、給与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成*年*月*日、喪失年月日は平成20年9月30日であると認められる。

また、請求期間②に係る標準報酬月額について、上述の給与明細書及び日本年金機構E事務センターの回答により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は32万円と認められるところ、当該標準報酬月額より低い標準報酬月額(28万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成*年*月*日から平成20年9月30日までの期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成*年*月から平成20年8月までの期間において、B事業所は上述のとおり厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の平成*年*月*日から平成20年9月30日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間③について、請求者から提出された賞与明細書により、請求者はB事業所から30万円の賞与の支払を受け、29万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から29万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、B事業所は上述のとおり厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年12月26日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700017号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700058号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成13年4月1日から平成19年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成13年4月から同年11月までは9万8,000円から18万円、平成13年12月は9万8,000円から20万円、平成14年1月及び同年2月は9万8,000円から18万円、平成14年3月は9万8,000円から22万円、平成14年4月から同年7月までは9万8,000円から18万円、平成14年8月は9万8,000円から22万円、平成14年9月は9万8,000円から24万円、平成14年10月及び同年11月は9万8,000円から18万円、平成14年12月は9万8,000円から20万円、平成15年1月から平成16年8月までは9万8,000円から18万円、平成16年9月及び同年10月は9万8,000円から22万円、平成16年11月は9万8,000円から19万円、平成16年12月は9万8,000円から22万円、平成17年1月は9万8,000円から19万円、平成17年2月から同年6月までは9万8,000円から22万円、平成17年7月は9万8,000円から26万円、平成17年8月及び同年9月は9万8,000円から24万円、平成17年10月から同年12月までは9万8,000円から26万円、平成18年1月から同年3月までは9万8,000円から24万円、平成18年4月から同年12月までは9万8,000円から26万円、平成19年1月は9万8,000円から28万円、平成19年2月及び同年3月は9万8,000円から26万円とする。

平成13年4月から平成19年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年4月から平成19年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成13年4月1日から平成19年4月1日まで
② 平成16年7月23日
③ 平成16年12月25日
④ 平成17年7月11日
⑤ 平成17年12月22日
⑥ 平成18年7月7日
⑦ 平成18年12月25日

A社に在職中の標準報酬月額記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。また、請求期間②から⑦までについて、賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録がないので、当該標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているところ、請求者及び同僚から提出された給与明細書、課税庁から提出された平成16年分及び平成17年分所得に係る給与支払報告書並びに日本年金機構B事務センターの回答(以下、併せて「給与明細書等」という。)により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額並びに標準報酬月額の改定の基礎となる平成17年4月から同年6月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額(平成13年4月から同年9月までの期間及び平成15年9月から平成16年8月までの期間は18万円、平成16年9月から平成17年6月までは22万円、平成17年7月から平成18年8月までは26万円、平成18年9月から平成19年3月までは28万円)又は報酬月額に相当する標準報酬月額(平成13年10月及び同年11月は18万円、平成13年12月は20万円、平成14年1月及び同年2月は18万円、平成14年3月は22万円、平成14年4月から同年7月までは18万円、平成14年8月は22万円、平成14年9月は24万円、平成14年10月及び同年11月は18万円、平成14年12月は20万円、平成15年1月から同年8月までは18万円)はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と同額又は異なる標準報酬月額(平成13年4月は19万円、平成13年5月から同年11月までは18万円、平成13年12月は20万円、平成14年1月及び同年2月は18万円、平成14年3月は22万円、平成14年4月から同年7月までは18万円、平成14年8月は22万円、平成14年9月は24万円、平成14年10月及び同年11月は18万円、平成14年12月は20万円、平成15年1月から平成16年1月までは18万円、平成16年2月は20万円、平成16年3月及び同年4月は22万円、平成16年5月及び同年6月は20万円、平成16年7月は22万円、平成16年8月は30万円、平成16年9月は26万円、平成16年10月は24万円、平成16年11月は19万円、平成16年12月は24万円、平成17年1月は19万円、平成17年2月及び同年3月は22万円、平成17年4月から同年6月までは26万円、平成17年7月は28万円、平成17年8月及び同年9月は24万円、平成17年10月から同年12月までは28万

円、平成 18 年 1 月から同年 3 月までは 24 万円、平成 18 年 4 月及び同年 5 月は 30 万円、平成 18 年 6 月及び同年 7 月は 26 万円、平成 18 年 8 月は 28 万円、平成 18 年 9 月から同年 12 月までは 26 万円、平成 19 年 1 月は 28 万円、平成 19 年 2 月及び同年 3 月は 26 万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 13 年 4 月から同年 11 月までは 18 万円、平成 13 年 12 月は 20 万円、平成 14 年 1 月及び同年 2 月は 18 万円、平成 14 年 3 月は 22 万円、平成 14 年 4 月から同年 7 月までは 18 万円、平成 14 年 8 月は 22 万円、平成 14 年 9 月は 24 万円、平成 14 年 10 月及び同年 11 月は 18 万円、平成 14 年 12 月は 20 万円、平成 15 年 1 月から平成 16 年 8 月までは 18 万円、平成 16 年 9 月及び同年 10 月は 22 万円、平成 16 年 11 月は 19 万円、平成 16 年 12 月は 22 万円、平成 17 年 1 月は 19 万円、平成 17 年 2 月から同年 6 月までは 22 万円、平成 17 年 7 月は 26 万円、平成 17 年 8 月及び同年 9 月は 24 万円、平成 17 年 10 月から同年 12 月までは 26 万円、平成 18 年 1 月から同年 3 月までは 24 万円、平成 18 年 4 月から同年 12 月までは 26 万円、平成 19 年 1 月は 28 万円、平成 19 年 2 月及び同年 3 月は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主からは、平成 13 年 4 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答を得られないが、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 13 年 4 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②から⑦までについて、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、給与から当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていないことが確認できる。

このほか、請求期間②から⑦までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②から⑦までに係る厚生年金保険料を

事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700031号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700059号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月8日の標準賞与額を35万円、平成18年8月10日の標準賞与額を20万円、平成20年8月8日の標準賞与額を30万円、平成21年8月10日の標準賞与額を40万円、平成21年12月8日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成17年12月8日、平成18年8月10日、平成20年8月8日、平成21年8月10日及び平成21年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月8日、平成18年8月10日、平成20年8月8日、平成21年8月10日及び平成21年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月8日
② 平成18年8月10日
③ 平成20年8月8日
④ 平成21年8月10日
⑤ 平成21年12月8日

勤務していたA社から賞与が支払われていたが、請求期間について厚生年金保険の賞与の記録がないので、年金額に反映される記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与に係る給与支給明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに金融機関から提出された取引履歴調査結果(流動性預金)により、請求者は、A社から請求期間①は35万円、請求期間②は20万円、請求期間③は30万円、請求期間④は40万円、請求期間⑤は50万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は25,004円、請求期間②は14,288円、請求期間③は22,494

円、請求期間④は 30,700 円、請求期間⑤は 39,260 円) を事業主により賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 12 月 8 日、平成 18 年 8 月 10 日、平成 20 年 8 月 8 日、平成 21 年 8 月 10 日及び平成 21 年 12 月 8 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700046号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700060号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を29万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が所持する預金通帳、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与(29万9,000円)が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の預金通帳及び適用台帳により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、29万9,000円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、上述の預金通帳及び適用台帳により確認できる賞与支給日から、平成15年7月4日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料

及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700050号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700061号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が所持する賞与支給明細表、預金通帳、A社の回答及びB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳により、請求者は、当該期間に同社から賞与(710万円)が支給され、事業主により標準賞与額の上限額である150万円に見合う厚生年金保険料(10万1,850円)を控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与支給明細表及び適用台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、上述の預金通帳及び適用台帳により確認できる賞与支給日から、平成15年7月4日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700051号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700062号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を25万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳によれば、請求者は、当該期間にA社から賞与(25万5,000円)が支給されていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与支給明細書によれば、B健康保険組合の適用台帳の記録どおりの賞与がA社から支給されていること及び当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間にA社から賞与が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者に係る適用台帳により確認できる賞与額及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、25万5,000円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、請求者に係る適用台帳により

確認できる賞与支給日から、平成15年7月4日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700052号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700063号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を21万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳によれば、請求者は、当該期間にA社から賞与(21万5,000円)が支給されていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与支給明細書によれば、B健康保険組合の適用台帳の記録どおりの賞与がA社から支給されていること及び当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間にA社から賞与が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者に係る適用台帳により確認できる賞与額及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、21万5,000円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、請求者に係る適用台帳により

確認できる賞与支給日から、平成15年7月4日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700053号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700064号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が所持する預金取引明細表、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与(25万円)が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の預金取引明細書及び適用台帳により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。